

介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払制度 (案)

【現状と課題】

現在、介護保険制度における福祉用具購入費と住宅改修費については、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付をする仕組みとなっていることから、被保険者が、かかった費用の全額を事業所に支払い、後日、市へ申請し、支払った費用の全額（10割）のうち保険給付対象の9割相当額が支給される「償還払い」となっています。しかし、この仕組みでは、一時的であっても、全額を支払うことが困難な方にとっては、福祉用具の購入や住宅改修が必要な状態であっても、利用を見合わす「利用控え」の状態に陥りやすいと考えられます。

【目的】

対象費用の1割相当額の支払いで利用できる「受領委任払い」を導入し、被保険者の一時的な経済的負担の軽減を図ります。

受領委任払いとは

介護保険対象の福祉用具購入費及び住宅改修費の給付対象分のうち、被保険者は自己負担分（1～3割）の金額のみを福祉用具購入手業者及び住宅改修施工事業者へ支払う方法のことで、残りの7～9割については、西脇市が事業者へ支払います。ただし、購入費及び施工内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、被保険者が保険給付の自己負担分に加えて対象外費用の全額を支払うこととなります。

【事業の概要】

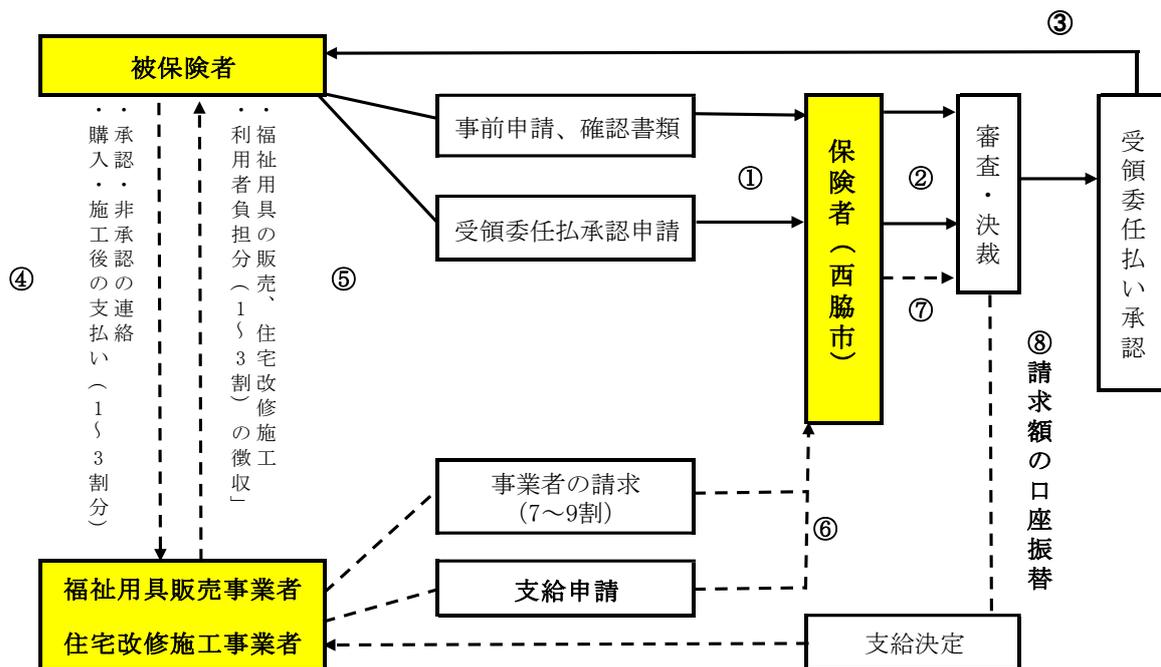
1 対象者

住民税非課税世帯の方を対象とし、「償還払い」と「受領委任払い」を選択できるものとします。また、要介護認定の申請中の場合は、原則、受領委任払いは利用できないものとします。

2 事業者登録

受領委任払制度を利用しようとする事業者は、事前に市へ登録申請を行い、市長が可否を決定し受領委任払制度取扱事業者登録を行います。

3 受領委任払制度を利用する際の手続きの流れ<図解>



※ 実線は事前申請時、点線は福祉用具販売又は住宅改修施工後の流れを示す

4 導入に向けての今後のスケジュールについて

令和5年度の導入に向けて、令和5年3月に規程の整備を行い、その後、関係事業者及び市内ケアマネジャーへ制度導入の周知及び説明を行う予定です。